

(七) 自己病氣欠勤に對しては日給者は一ヶ月の半額を三ヶ月間迄支給され度

(八) 公休一ヶ月に付二日間設置のこと但し現存のものを除く(九) 増員の件

車掌 一名 下字美脚手 一名 機關庫點火番 一名

(十) 會社と従業員の意志の緩和を計り尙會社の向上策として年二回の従業員大會を開催すること

右議決左記連名を以て歎願に及び候間向ふ三日以内に何卒御

回答被下度切望候也

昭和九年四月二日

筑前參宮鐵道株式會社従業員(順序不同)

連 署

十一、勞資双方交渉經過

右要求書の提出に接した會社當局は翌三日緊急重役會議を開催協議の結果、一博多灣鐵道、唐津鐵道、小倉鐵道等近接地方に於ける鐵道會社の待遇條件を調査の上、改善の必要ありとすれば六月の定期昇給期に之をなすことと決定越へて五日従業員代表に其の旨回答、歎願書を却下して其の自重を促すところあつた。

従業員側に於ては一應會社側の誠意に信頼して六月末迄之を保留静觀することゝなつたのであるが、其後の會社側の態度に對し聊か不安を感じずるに至りたると、且つは本問題を六月迄放任して置くことの不利を考へ四月三十一日其の對策協議會を開催せんとしたるところ、之を察知したる會社側では同日従業員側代表を本社に招き支那人より一歎願